

行政不服審査制度検討会運営要領

1 議事運営の方法について

座長が必要と認める場合、別途有識者等から意見を求めることができる。

2 会議の公開について

会議は原則として非公開とするが、座長の上承を得た者について傍聴を認める。

3 会議の議事要旨等の公開について

毎回、議事要旨を作成し、会議終了後速やかに総務省ホームページに掲載する。議事録についても、毎回、会議の終了後に作成し、出席者による内容確認を経た上で総務省ホームページに掲載する。